



博物館概要等に関する資料

■ 主な購入資料

[化石]

オフタルモサウルス
ドイツ・メッセル産化石一式
ホプロフォネウス
アメリカマストドン全身骨格
ヒプセロサウルス卵化石
ユーステノプテロン
ケニア産人類・哺乳類化石レプリカー一式

[地質・岩石・鉱物]

兵庫県産鉱物
石鉄隕石

隕鉄

[動物]

オオヒクイドリ剥製
鳥類剥製
甲殻類剥製
軟体動物含浸標本
貝類含浸標本
鳥類生態写真
魚類生態写真

[昆虫]

タマバエ科他標本（ママエフコレクション 8,500 点）
ノミ・チョウ類標本（阪口コレクション 50,000 点）
チョウ類標本（宮脇コレクション 6,060 点）
（台湾・中国産 1,300 点）
チョウ類他標本（小林コレクション 11,000 点）
チョウ・甲虫類標本（江田コレクション 272,600 点）
シロチョウ科標本（熊谷コレクション 2,581 点）
フタオチョウ類標本（佐藤コレクション 1,766 点）
甲虫類標本（泉コレクション 2,400 点）
（高橋コレクション 7,248 点）
ハナムグリ類標本（億田コレクション 3,000 点）

[植物]

兵庫県産木材樹幹
外国産木材樹幹
屋久杉輪切り（年輪）標本
種子標本（種子コレクション）

■ 主な受贈資料

[化石]

神戸層群産植物化石 4,627 点（堀治三朗氏）
神戸層群産植物化石 4,085 点（高岡得太郎氏）
日本産中生代貝類化石 890 点（市川浩一郎氏）
高知県唐ノ浜層群産鮮新世化石 251 点（仙頭鷹雄氏）
備北・勝田層群産中新世化石 187 点（岸本眞五氏）
兵庫県養父市産化石 800 点（長岡桂介氏）

[地質・岩石・鉱物]

生野鉱山鉱石 7 点（シルバー生野）
鉱石・鉱物・岩石標本 300 点（工藤智巳氏）

[動物]

貝類標本 10,000 点（菊池典男氏）
鳥類標本 620 点（西堀静江氏）
鳥類標本 130 点（柴田嘉三氏）
鳥類標本 14,000 点（小林登美子氏）
鳥類標本 1,800 点（坂根 干氏）
無脊椎動物標本 100 点（土井敏男氏）
トラ本剥製 1 点（伊丹検察庁）

[昆虫]

ハエ類等標本 10,300 点（田中梓氏）
チョウ類等標本 14,000 点（柴田篤弘氏）
チョウ類等標本 5,700 点（山本廣一氏）
チョウ類等標本 11,000 点（小林登美子氏）
チョウ類標本 13,132 点（佐藤英次氏）
カリバチ類タイプ標本 367 点（常木三澄子氏）
ハチ類標本 36,569 点（羽田年也氏）
ハバチ類標本 14,000 点（猪股光子氏）
ゴミムシ類標本 5,700 点（大倉孝子氏）
ゾウムシ科標本 2,221 点（中村剛之氏）
昆虫標本 8,600 点（橋本直也氏）
チョウ類標本 4,000 点（小坂利明氏）
チョウ類標本 4,000 点（池田比呂志氏）
甲虫類標本（芝田コレクション） 48,000 点
（大阪甲虫同好会 代表代理 安藤清志氏）

[植物]

蘚苔・地衣類標本 25,000 点（中西田鶴子氏）
シダ類標本 4,000 点（稲田政子氏）
高等植物標本 20,000 点（細見末雄氏）
頌栄短大高等植物標本 250,000 点

■ 令和5年度の受贈資料 (受付順)

昆虫標本(芝田太一甲虫類コレクション)(大阪甲虫同好会代表代理 安藤清志氏) 48,000 点

昆虫標本(シジミチョウ類)(木村泰彦氏) 5,744 点

底生動物標本(森本静子氏) 78 点

腊葉標本(迫田昌宏氏) 760 点

腊葉標本(牛島清春氏) 433 点

腊葉標本(高野哲司氏) 109 点

腊葉標本(竹崎広子氏) 16 点

腊葉標本(望月譲治氏) 46 点

腊葉標本(鈴木孝典氏) 111 点

バルト海産古第三紀コハク 47 点

昆虫標本(鱗翅類)(阪上洗多氏) 4000 点

(以上)

■ 情報システム

当館は、従来の自然史博物館の機能に加えて、いくつかの新しい考え方を持っています。その中で重要な考え方の一つは、利用者に対する自然科学に関する情報発信基地としての機能です。

この機能を実現するためには、博物館自体が自然環境情報を収集・管理し、そうした情報を効果的に活用して、館内外へ情報の提供を行える体制づくりが必要です。そのため、博物館情報システムを利用して、博物館の利用者に対して、博物館の持つ情報と機能の提供を行います。

なお、博物館の情報システムは、以下の6つのサブシステムで構成されています。

システム構成

① 収蔵品管理システム～ひとはくデータベース～

210万点を超す収蔵品を管理するシステムで、博物館の収蔵品の属性データ及び静止画像・音・動画等のマルチメディアデータや収蔵品以外の各種画像や資料データをデータベース上で管理するシステムです。データベースへの登録や検索は、館員の端末から Web ブラウザを利用して行います。

② 展示情報システム

博物館で保有する豊富な情報を一般来館者が興味を抱くような形で提供することを目的とするシステムです。

ひとはくデータベースと連携し、文字情報だけでなく、静止画像、音、動画など、データベースに蓄えられているさまざまな情報を有機的に組み合わせるマルチメディアリンク機能を有し、館内各所に設置した情報端末に表示します。

なお、情報端末に掲出する情報は職員や研究員の各端末から Web ブラウザで操作でき、展示情報の更新のスピードアップを実現しています。

③ 普及広報システム

Web サイトや SNS による情報発信を実施しています。現在の発信内容は、新着情報、ひとはくブログ、博物館について、セミナー・学習素材、展示情報などの基本情報の提供に加え、資料データベースの公開、館員の活動内容など、内容の充実を図っています。独自に整備したシステムとして、運営支援システムで管理しているセミナー情報から Web ページのセミナー一覧表の自動ページ構築とアップデート機能を持っています。

④ 研究支援システム

収蔵品、画像等のデータを地図上に投影することで、自然の理解、自然環境調査や研究成果の発信及び環境教育を促進するための優れたツールである地理情報システムをはじめ、ホロンピアホールなどの講演をセミナー室等にも配信するライブ配信機能や、顕微鏡カメラの精細な映像や博物館で作成したビデオ映像などをモニター等により来館者に提供する等、研究内容の効果的な発表や来館者の理解度の向上に役立っています。

⑤ 運営支援システム

グループウェア機能をはじめ、各種イベント、セミナー情報や受講者管理、団体受付や入館者管理など、館員の端末から Web ブラウザを利用して、情報を一元的に把握できる館内情報表示システムを構築しています。このシステムにより、情報の共有化・統一化が可能となり、確認作業等が短時間で確実に行われ、来館者へのサービスが向上するとともに、事務の効率化、省力化を図っています。

⑥ 図書文献管理システム

博物館の図書室、レファレンスコーナー、研究室等で所蔵する14万を超える図書・文献等を管理するシステムです。館内の端末から利用できるほか、レファレンス図書については、インターネットからも利用できます。

■ 条例等

兵庫県立人と自然の博物館 設置及び管理に関する条例

(平成4年3月27日)
条例第25号

(沿革)

平成7年7月18日条例第24号改正 平成15年3月17日条例第7号改正
平成16年3月26日条例第7号改正 平成18年9月28日条例第53号改正
平成19年3月16日条例第9号改正 平成22年3月19日条例第6号改正
平成24年3月21日条例第5号改正 平成26年3月20日条例第8号改正
平成29年3月23日条例第9号改正 平成31年3月19日条例第5号改正
令和5年3月22日条例第23号改正

(設置)

第1条 自然の摂理、生命の尊厳及び人と自然との調和した環境の創造に関する県民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、兵庫県立人と自然の博物館（以下「博物館」という。）を置く。

(位置)

第2条 博物館の位置は、三田市弥生が丘6丁目とする。

(業務)

第3条 博物館は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 自然、生命及び環境に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用させること。
- (2) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- (3) 博物館資料に関する研究等のために博物館の施設を利用させること。
- (4) 博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) 自然、生命及び環境に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- (6) 貴重な野生植物の種の保存を行うこと。
- (7) 自然、生命及び環境に関する情報の提供を行うこと。
- (8) 他の博物館、大学、研究機関等との相互協力を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、博物館の目的を達成するために必要な業務

2 教育委員会は、博物館の施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の目的のために利用させることができる。

(職員)

第4条 博物館に、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

(観覧料)

第5条 博物館に展示している博物館資料を観覧しようとする者は、別表第1に定める額の観覧料を納めなければならない。

2 博物館資料を特別に展示している場合における観覧料は、前項の規定にかかわらず、別表第2に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

3 教育委員会は、博物館資料を特別に展示している場合における観覧料について、前項に規定する額により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該観覧料の額を展示の内容等に応じて定めることができる。

一部改正〔平成19年条例9号〕

(特別観覧料)

第6条 博物館に展示し、又は保管している博物館資料について学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受け、1点1回につき、3,100円の範囲内で教育委員会規則で定める額の特別観覧料を納めなければならない。

(入館の拒否)

第7条 教育委員会は、博物館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒否することができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をするおそれがある者又はそのおそれのある物品、動物その他これらに類するものを携帯する者
- (2) 施設、設備又は展示品を損傷するおそれがあると認められる者

(遵守事項等)

第8条 博物館に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 展示品（教育委員会規則で定める物を除く。以下同じ。）に触れないこと。
 - (2) 展示品の近くでインキ等を使用しないこと。
 - (3) 許可を受けずに展示品の模写、模造、撮影等を行わないこと。
 - (4) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
 - (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- 2 教育委員会は、博物館に入館した者が、前項の規定に違反したとき、又は博物館の管理上必要な指示に従わないときは、その者に対して、退館を

命ずることができる。

(施設の利用)

第9条 別表第3に掲げる博物館の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受け、同表に定める使用料を納めなければならない。

2 教育委員会は、前項の利用の許可を受けた者が博物館の管理上支障がある行為をするおそれがあると認めるとき、又は当該施設を他人に転貸したと認めるときは、同項の利用の許可を取り消し、又は当該施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。

一部改正〔平成19年条例9号〕

(原状回復の義務等)

第10条 博物館を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設、設備、博物館資料又は植栽物を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(観覧料等の免除)

第11条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、第5条の観覧料、第6条の特別観覧料及び第9条第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(観覧料等の不還付)

第12条 既に納めた観覧料、特別観覧料及び使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(博物館協議会)

第13条 博物館に、博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定により、兵庫県立人と自然の博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

4 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成24年条例5号・令和5年23号〕

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理並びに協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第7号、第5条、第6条、第11条（観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。）及び第12条（観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。）の規定は、平成4年10月10日から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(77) 人と自然の博物館協議会

別表第1に次のように加える。

人と自然の博物館協議会	会 長	日 額	13,500円
	副会長	日 額	11,500円
	委 員	日 額	11,000円

別表第2に次のように加える。

人と自然の博物館協議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
----------------	---------------------

附 則（平成7年7月18日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に第2条から第5条まで、第11条及び第12条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第2条から第5条まで、第11条及び第12条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月17日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。(後略)
附 則 (平成16年3月26日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。(後略)
附 則 (平成18年9月28日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)
附 則 (平成22年3月19日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。(後略)
附 則 (平成24年3月23日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。(後略)
附 則 (平成26年3月20日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(後略)
(経過措置)

4 施行日前に第9条、第14条、第18条、第20条、第47条、第48条、第50条、第52条及び第53条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第9条、第14条、第18条、第20条、第47条、第48条、第50条、第52条及び第53条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月23日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(4) (略)

(5) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第1、別表第2並びに別表第4の15の部、36の部、58の部(5)の款、64の2の部備考(1)、65の部備考3(1)並びに66の部備考1(1)及び備考3(1)の改正規定並びに第2条、第4条から第15条まで、第17条から第45条まで及び第47条から第55条までの規定 平成31年10月1日

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第4の69の部(1)の款の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同款に規定する証明書の交付の申請をする者について適用する。

3 施行日前に第4条、第14条、第18条、第21条、第23条、第48条、第49条、第51条、第53条及び第54条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第4条、第14条、第18条、第21条、第23条、第48条、第49条、第51条、第53条及び第54条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による

附 則 (令和5年3月22日条例第23号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

区分	観覧料(1人につき)		備 考
	個人	団体	
一般	200円	150円	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
大学生	150円	100円	
高校生以下	無料		

全部改正 [平成29年条例7号]

別表第2 (第5条関係)

区分	特別展示観覧料 (1人につき)		備 考
	個人	団体	
一般	2,000円	1,600円	1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。 2 「高校生以下」とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者をいう。 3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。
大学生	1,500円	1,200円	
高校生以下	無料		

全部改正 [平成29年条例7号]

別表第3 (第9条関係)

区分	使用料			備 考
	開館時刻から 12時まで	13時から 開館時刻まで	開館時刻から 開館時刻まで	
ホール	5,800円	7,300円	13,100円	1 平日に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。 2 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日をいう。
利便施設	使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額(一般競争入札又は指名競争入札に付して、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者に対して利用を許可する場合にあっては、当該入札の落札者の申込みに係る価格に相当する金額)			
附属設備	別に教育委員会規則で定める額			

全部改正 [平成15年条例7号]、一部改正 [平成16年条例7号・18年53号・19年9号・22年6号・26年8号・31年5号]

兵庫県立人と自然の博物館 管理規則

(平成4年3月27日)
教育委員会規則第8号)

[沿革]

平成4年10月26日教育委員会規則第19号改正
平成15年3月25日教育委員会規則第7号改正
平成16年3月26日教育委員会規則第14号改正
平成19年3月30日教育委員会規則第11号改正
平成22年3月31日教育委員会規則第6号
平成23年3月29日教育委員会規則第8号
平成26年3月28日教育委員会規則第7号改正
平成29年3月31日教育委員会規則第4号改正
平成31年3月29日教育委員会規則第7号
令和3年9月28日教育委員会規則第12号
(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、兵庫県立人と自然の博物館(以下「博物館」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 博物館の開館時間は、9時から17時までとする。

2 博物館の観覧時間は、10時から17時までとする。ただし、16時30分以降は、入館させないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間又は観覧時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 博物館の休館日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日(当該翌日が同法に規定する祝日に当たるときは、その翌々日)とする。

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

(観覧料の納付)

第4条 条例第5条の規定により博物館に展示されている博物館資料を観覧しようとする者は、観覧料を納めて観覧券の交付を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合には、あらかじめ観覧券の交付を受け、観覧を終了した後に納付することができる。

2 観覧券の発売時間は、10時から16時30分までとする。ただし、観覧時間を変更した場合には、観覧時間の開始時刻から終了時刻の30分前までとする。

(特別展示観覧料)

第5条 条例第5条第2項に規定する特別展示の場合の観覧料は、教育委員会が定める。

(特別観覧の許可等)

第6条 条例第6条の規定により特別観覧をしようとする者は、特別観覧許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の特別観覧許可申請書の提出があった場合において、特別観覧の許可を決定したときは、特別観覧許可書を申請者に交付するものとする。

3 条例第6条に規定する教育委員会規則で定める特別観覧料の額は、別表第1のとおりとする。

(展示品の利用)

第7条 条例第8条第1項第1号に規定する教育委員会規則で定める物は、レファレンスルームに展示する博物館資料とする。

(施設の利用の許可等)

第8条 条例第9条第1項の規定により博物館の施設を利用しようとする者は、当該施設を利用しようとする日の5日前までに、兵庫県立人と自然の博物館利用許可申請書(様式第2号。以下「利用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設を利用しようとする者は、教育委員会が指定する期間に、兵庫県立人と自然の博物館利便施設利用許可申請書(様式第3号。以下「利便施設利用許可申請書」という。)に、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

3 教育委員会は、利用許可申請書又は利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、利用の許可を決定したときは、兵庫県立人と自然の博物館利用許可書(以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

4 利便施設に係る利用許可書の交付を受けた者は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ兵庫県立人と自然の博物館利便施設利用内容変更承認申請書(様式第4号。以下「利便施設利用内容変更承認申請書」という。)に、既に交付を受けた利用許可書その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、これを教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

5 教育委員会は、利便施設利用内容変更承認申請書を受理した場合において、当該申請の内容がやむを得ないものであると認めるときは、これを承認するものとする。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6 利用許可書の交付を受けた者は、その者の住所又は氏名(法人及び団体にあっては、所在地又は名称)を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に通知しなければならない。

(利用等の許可の基準等)

第9条 教育委員会は、第6条第1項の特別観覧許可申請書、前条第1項の利用許可申請書又は同条第2項の利便施設利用許可申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第6条又は条例第9条第1項の許可をしないものとし、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 博物館の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があるとき。

2 第6条第2項又は前条第3項の場合において、教育委員会は、博物館の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付すことができる。

(使用料の額)

第10条 条例別表第3の規定により教育委員会規則で定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

(特別観覧料及び使用料の納付)

第11条 特別観覧許可書及び利用許可書の交付を受けた者は、直ちに、特別観覧料及び使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利便施設について条例第9条第1項の許可を受けた場合であつて、当該許可の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分をその年度の初めに納付するものとする。

(観覧料等の免除)

第12条 条例第11条の規定により教育委員会が観覧料(特別展示観覧料を含む。)、特別観覧料及び使用料(以下「観覧料等」という。)の全部又は一部を免除することができる場合及びその場合における免除の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 70歳以上の者が、その身分を証する書面を提示して観覧するとき、観覧料(特別展示観覧料を含む。)の2分の1に相当する額

(2) 教育委員会が特別の理由があると認めるとき、観覧料等に相当する額のうち教育委員会が必要と認める額

(観覧料等の還付)

第13条 条例第12条ただし書の規定により教育委員会が観覧料等の全部又は一部を返還することができる場合及びその場合における返還する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 観覧料等を納めた者が、その責めに帰することができない理由により観覧、特別観覧又は施設の利用ができなくなったとき、観覧料等に相当する額

(2) 使用料を納めた者が、次に掲げる期日までに施設の利用の取消しを申し出た場合において、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるとき。

ア 利用の日の7日前までのとき。当該使用料の全額

イ 利用の日の3日前までのとき(アに該当する場合を除く。)。当該使用料の2分の1に相当する額

2 条例第12条ただし書の規定により観覧料等の返還を受けようとする者は、兵庫県立人と自然の博物館観覧料等還付請求書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

(寄託又は寄贈)

第14条 博物館に博物館資料の寄託又は寄贈をしようとする者は、教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。

(権限の委任)

第15条 教育委員会は、条例及びこの規則の規定により教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。

2 教育長は、前項の事務の一部を館長に委任することができる。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3項(観覧時間に係る部分に限る。)、第4条から第6条まで、第9条(特別観覧許可書及び特別観覧料に係る部分に限る。)、第10条(観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。))並びに第11条(観覧料及び特別観覧料に係る部分に限る。)の規定は、平成4年10月10日から施行する。

附 則(平成4年10月26日教育委員会規則第19号)

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成15年3月25日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日教育委員会規則第14号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日教育委員会規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日教育委員会規則第6号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成23年3月29日教育委員会規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日教育委員会規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に第2条から第4条まで、第6条及び第7条の規

定による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第2条から第4条まで、第6条及び第7条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日教育委員会規則第4号）
（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日教育委員会規則第7号）
（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に第1条及び第2条の規定による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第1条及び第2条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年9月28日教育委員会規則第12号抄）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の規定による申請書その他の書類については、この規則の施行の際現に残存するこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定（以下この項において「旧様式」という。）による用紙に限り、旧様式によることができる。

別表第1（第6条関係）

区 分	特別観覧料（1点1回につき）		
熟 覧	150 円		
模 写 ・ 模 造	2,100 円		
撮 影		学術研究を目的とする場合	学術研究以外を目的とする場合
	単色	150 円	1,000 円
	原色	300 円	2,100 円

備考 1 博物館資料で、一式、一組等で一資料とするものは、それらを1点とする。
2 普通個別の博物館資料は、各個を1点とする。
3 撮影は、同一作品について原板3枚以内を1回とする。

別紙第2（第10条関係）

1 ホールを平日に利用する場合の使用料

利用時間	9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで
金 額	4,600 円	5,900 円	10,500 円

2 附属設備の使用料

附属設備	金額
持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき 250 円
持込み電気器具用コンセント （録音器具を持込む場合）	持込み器具1式につき 2,100 円
持込み電気器具用コンセント （録画器具を持込む場合）	持込み器具1式につき 3,200 円
持込み電気器具用コンセント （ミキシングセットを持込む場合）	持込み器具1式につき 5,200 円

備考 持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。

様式第1号（第6条関係）

特別観覧許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 番

次のとおり申請します。

品 目	点 数	所 有 者	備 考
観 覧 希 望 日 時	年 月 日 時から 時まで		
研 究 の 方 法	熟 覧	模 写	模 造 撮 影
研 究 の 目 的			

様式第2号（第8条関係）

兵庫県立人と自然の博物館利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 番

次のとおり申請します。

利 用 目 的	
利 用 室 名	
附 属 設 備 の 名 称	
期 間	年 月 日 時から (日 時間) 月 日 時まで
利 用 者 数	
※ 使 用 料	円
※ 備 考	

（注）※印の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第3号（第8条関係）

兵庫県立人と自然の博物館利便施設利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話 番

次のとおり申請します。

利 便 施 設 の 用 途	
利用許可を受けようとする利便施設	
利用許可を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
※ 使 用 料	円
※ 備 考	

（注）1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。
2 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第4号(第8条関係)

兵庫県立人と自然の博物館利便施設利用内容変更承認申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 - - 番

次のとおり申請します。

Table with 4 columns: 変更の内容, 事項, 変更前, 変更後. Rows include 利便施設の用途, 利用許可を受けようとする利便施設, 利用許可を受けようとする期間.

(注) 自動販売機の設置のために利用の許可を受けようとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第5号(第13条関係)

兵庫県立人と自然の博物館観覧料等還付請求書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住所(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話 - - 番

次のとおり請求します。

Table with 2 columns: 許可の年月日及び番号, 返還請求の内容. Rows include 利用等の日時, 既納付額, 返還を受けようとする理由, ※還付率, ※還付額.

(注) 1 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。 2 領収書等納付したことを証する書類を添付してください。

兵庫県立人と自然の博物館協議会の組織及び運営に関する規則(平成4年3月27日)

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第25号)第14条の規定に基づき、兵庫県立人と自然の博物館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が兵庫県立人と自然の博物館長と協議して定める。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

兵庫県立人と自然の博物館の管理に関する規程(平成4年3月31日)

(趣旨)

第1条 この訓令は、兵庫県立人と自然の博物館管理規則(平成4年兵庫県

教育委員会規則第8号。以下「規則」という。)第16条の規定に基づき、兵庫県立人と自然の博物館の管理に関して必要な事項を定めるものとする。(権限の委任)

第2条 教育長は、規則第15条第1項の規定により委任された事務のうち、規則第5条及び第12条第2号に規定する事務以外の事務を館長に委任する。

附 則

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日教育長訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日教育長訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

兵庫県教育委員会 行政組織規則

(昭和58年4月1日) 教育委員会規則第9号

(沿革)

昭和59年2月28日教育委員会規則第5号、4月1日第6号、61年4月1日第10号、9月9日第14号、62年4月1日第6号、63年4月1日第5号、5月6日第11号、平成元年4月1日第4号、4年3月31日第11号、6年3月31日第3号、7年5月22日第10号、8年8月5日第9号、9年3月31日第6号、11年3月25日第4号、12年3月29日第8号、13年3月30日第3号、14年3月29日第11号、15年3月25日第4号、16年3月25日第5号、9月10日第17号、11月19日第18号、17年2月22日第5号、3月30日第6号、9月30日第14号、18年3月31日第5号、12月26日第14号、19年3月30日第5号、20年3月28日第3号、21年3月31日第11号、22年1月29日第3号、3月31日第7号、23年3月29日第5号、4月1日第10号、10月7日第12号、24年3月30日第7号、25年3月29日第7号、10月29日第13号、26年3月28日第4号改正、27年3月31日第7号8号、28年3月31日第5号6号、28年12月20日第12号、29年2月14日第1号、29年3月31日第7号、30年3月31日第2号、31年3月19日教育委員会規則第2号、31年3月29日教育委員会規則第5号、令和2年3月31日教育委員会規則第3号、令和3年3月30日教育委員会規則第4号、令和4年3月31日教育委員会規則第7号、令和4年3月31日教育委員会規則第9号、令和5年3月31日教育委員会規則第8号改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、兵庫県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定め、もつて教育行政事務の適正かつ能率的な遂行を図ることを目的とする。

(機関の分類)

第2条 前条の組織を構成する機関を分けて、本庁、地方機関、県立学校、教育機関及び附属機関とする。

(機関の定義)

第3条

4 教育機関とは、法第30条の規定により、法律又は条例の定めるところにより設置されたもので、県立学校以外のものをいう。

5 附属機関とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により教育委員会の附属機関として設けられた審議会、委員等をいう。

(行政機能の発揮)

第4条 各機関は、相互の連絡を密にし、すべて一体となつて教育行政機能の発揮に努めなければならない。

(規定の範囲)

第5条 各機関の設置、内部組織、事務分掌及び職制は、法令又は条例に定めがあるものを除き、この規則で定めるものとする。

2 法令又は条例の規定により設置された機関の名称、位置、所管区域及び職制についても必要な事項については、この規則に掲げるものとする。

(組織の特例)

第6条 教育長は、臨時又は特別の事務で、この規則で定める組織により処理することが不適当なものについては、本部、室、委員会等を設置し、又は職員を指定し、若しくは所要の地に駐在させて、処理させることができる。

第5章 教育機関

第10節 県立人と自然の博物館

(位置)

第70条の2 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第25号)第1条の規定により設置された県立人と自然の博物館の位置は、三田市弥生が丘6丁目である。

(業務)

第70条の3 県立人と自然の博物館においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 自然、生命及び環境に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及びこれを利用させること。
- (2) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- (3) 博物館資料に関する研究等のために県立人と自然の博物館の施設を利用させること。
- (4) 博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (5) 自然、生命及び環境に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- (6) 貴重な野生植物の種の保存を行うこと。
- (7) 自然、生命及び環境に関する情報の提供を行うこと。
- (8) 他の博物館、大学、研究機関等との相互協力を行うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、県立人と自然の博物館の目的を達成するために必要な業務（組織）

第70条の4 県立人と自然の博物館に、次の1部、2課及び3研究部を置く。

- 事業推進部
 - 総務課
 - 生涯学習課
 - 自然・環境評価研究部
 - 自然・環境マネジメント研究部
 - 自然・環境再生研究部
- （事業推進部の事務）

第70条の5 事業推進部においては、第70条の8に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 博物館資料の展示及び普及教育に関すること。
 - (2) 大学、他の研究機関との相互協力に関すること。
 - (3) 自然、生命及び環境に関する学術研究会、研究会等の開催、国内外の大学等との共同研究及び研究成果の公表等に関すること。
 - (4) 自然、生命及び環境に関する調査研究成果の提言に関すること。
 - (5) その他県立人と自然の博物館の目的を達成するための調査研究に関すること。
- （総務課の事務）

第70条の6 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の收受、発送、保存等に関すること。
- (3) 職員の進退及び服務に関すること。
- (4) 給料その他の諸給与に関すること。
- (5) 児童手当に関すること。
- (6) 会計経理に関すること。
- (7) 県立人と自然の博物館の管理に関すること。
- (8) 人と自然の博物館協議会に関すること。
- (9) 県立人と自然の博物館の業務の企画及び総合調整に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、他課及び研究部の所掌に属しないこと。

（生涯学習課の事務）

第70条の8 生涯学習課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。
- (2) 県立人と自然の博物館の広報に関すること。
- (3) 他の博物館等との相互協力に関すること。
- (4) 自然、生命及び環境に関する研究団体等に関すること。
- (5) 県立人と自然の博物館の利用許可に関すること。
- (6) 県立人と自然の博物館の利用に係る生涯学習活動及び学校教育活動の支援に関すること。
- (7) 県立人と自然の博物館における情報管理システムの整備に関すること。
- (8) 自然、生命及び環境に関する情報の管理に関すること。
- (9) 文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料の整理及び保管に関すること。
- (10) 情報機器の管理に関すること。
- (11) 情報機器の利用に関する指導及び助言に関すること。（自然・環境評価研究部の事務）

第70条の9 自然・環境評価研究部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地形学、地質学、岩石学、古生物学、形態学、種生物学、進化生物学、生物地理学、系統分類学、指標生物学等自然・環境評価研究の分野の資

料及び情報の収集及び保管に関すること（情報管理課の所掌に属するものを除く。）。

- (2) 自然・環境評価研究の分野の調査研究に関すること。（自然・環境マネジメント研究部の事務）

第70条の10 自然・環境マネジメント研究部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 群集生態学、個体群生態学、行動学、動物社会学、生態系生態学、都市工学、建築学、造園学、環境工学、住居学等自然・環境マネジメント研究の分野の資料及び情報の収集及び保管に関すること（情報管理課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 自然・環境再生研究の分野の調査研究に関すること。（自然・環境再生研究部の事務）

第70条の11 自然・環境再生研究部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 植物社会学、応用生態学、資源植物学、環境教育学、保全植物学等自然・環境再生研究の分野の資料及び情報の収集及び保管に関すること（情報管理課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 自然・環境再生研究の分野の調査研究に関すること。
- (3) 貴重な野生植物の種及び群落の保全に関すること。

第6章 附属機関

第71条 法令並びに附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第2条及び附則第4項の規定により設置された附属機関の名称、担任事務及び庶務をつかさどる課及び室は、次のとおりである。

名称	担任専務	担当課
人と自然の博物館協議会（組織）	博物館法第20条第1項の規定による博物館の運営に関する諮問及び博物館の事業計画等についての館長に対する意見に関する事務	社会教育課

第72条 前条の附属機関の組織に関しては、法令又は条例に定めるもののほか、別に教育委員会規則で定めるところによる。

第7章 職制

第3節 教育機関の職制

（教育機関の長）

第79条

3 県立美術館、県立図書館、県立歴史博物館、県立人と自然の博物館及び県立考古博物館に、館長を置く。

5 所長、校長、館長及び園長は、上司の命を受け、教育機関の事務（県立嬉野台生涯教育センターの所長にあっては、県立婦人研修館の事務を含む。）を統括し、所属の職員を指揮監督する。

6 県立特別支援教育センター及び県立但馬やまびこの郷（さと）の所長並びに第2項から第4項までに規定する職は、非常勤とすることができる。（副館長）

第79条の3 県立美術館、県立人と自然の博物館及び県立考古博物館に、副館長を置くことがある。

2 副館長は、館長の命を受け、所属の職員を指揮監督するとともに、館長の職務を補佐する。（副所長等）

第79条の4

4 県立美術館、県立図書館、県立歴史博物館及び県立人と自然の博物館に、次長を置く。

6 副所長、副校長、次長及び副園長は、所長、校長、館長又は園長の職務を補佐し、教育機関の所掌する事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督する。（部長等）

第79条の4 前3条に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を、

職名	組織	職務
部長	県立教育研修所、県立人と自然の博物館及び県立考古博物館の部並びに県立人と自然の博物館及び県立コウノトリの郷公園の研究部	上司の命を受け、部又は研究部の事務を掌理し、又は処理する。
課長	課	上司の命を受け、課の事務を処理する。
学芸員	県立美術館、県立歴史博物館、県立人と自然の博物館及び県立考古博物館	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
研究員	県立人と自然の博物館及び県立コウノトリの郷公園	上司の命を受け、担任の事務に従事する。

それぞれ同表の中欄に掲げる教育機関の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(所長補佐等)

第80条

2 前4条及び前項に定めるもののほか、県立美術館、県立図書館、県立歴史博物館、県立人と自然の博物館及び県立考古博物館に、館長補佐、分館長補佐及び室長を置くことがある。

4 所長補佐、館長補佐、分館長補佐及び室長は、所長、学長、館長、園長又は分館長及び副所長、校長、次長又は副園長の職務を補佐する。教育機関の事務のうち、特に命じられた困難の度が高い事務を掌理し、又は処理する。

(班長等)

第80条の2 前5条に定めるもののほか、必要に応じ、教育機関に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
班長	課の事務のうち、担任事務について上司の職務を補佐するとともに、当該事務を処理する。
主任 指導主事	上司の命を受け、専門的事項について特殊の事務を処理する。
主任 社会教育主事	上司の命を受け、専門的事項について特殊の事務を処理する。
主任 調査専門員	上司の命を受け、埋蔵文化財の調査に関する特殊の専門的事務を処理する。
指導主事	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
社会教育主事	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
課長補佐	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
主査	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
主任	上司の命を受け、担任の事務に従事する。
付	上司の命を受け、担任の事務に従事する。

(主任研究員)

第80条の4 前7条に定めるもののほか、必要に応じ、県立人と自然の博物館及び県立コウノトリの郷(さと)公園に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職名	職務
主任研究員	上司の命を受け、担任の事務に従事する。

(技能主任等)

第80条の5 前8条に定めるもののほか、必要に応じ、教育機関に、技能主任、技能副主任又は技能主事を置き、その職務は、第74条の2第2項に規定するとおりとする。

(その他の職)

第80条の6 前9条に定めるもののほか、必要に応じ、教育機関に、別表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(補職)

第80条の7 第79条から第80条の4までに規定する職は、事務職員等のうちから、前2条に規定する職は、技能労務職員のうちから、教育委員会が命ずる。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定するもののほか、補職についての特例を定めることができる。

(職務代理)

第81条 所長、校長、館長若しくは園長に事故があるとき、又は所長、校長若しくは館長が欠けたときは、副館長、副所長、副校長、次長・副園長又は部長を置く場合にあっては副館長、副所長、副校長、次長・副園長又は部長、(副館長、副所長、副校長、次長・副園長又は部長があわせて2人以上置かれている教育機関にあっては、所長、校長、館長又は園長があらかじめ指定した副館長、副所長、副校長、次長・副園長又は部長)が、その他の教育機関にあっては所長、校長、館長又は園長があらかじめ指定した職員が、その職務を代理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

職名	職務
----	----

自動車運転員	上司の命を受け、乗用、作業用諸自動車の運転業務に従事する。
操機員	上司の命を受け、起重機、揚水装置等の操作及び保守業務に従事する。
機関員	上司の命を受け、ボイラー操作業務に従事する。
電話交換員	上司の命を受け、構内電話交換設備の操作業務に従事する。
試験研究 技術員	上司の命を受け、動物飼育作業の試験研究又は指導業務の補助に従事する。
主任保安員 又は保安員	上司の命を受け、庁舎、施設等の警備及び保全業務に従事する。
用務員	上司の命を受け、庁舎等の清掃、使送等の雑作業に従事する。
文書事務員	上司の命を受け、文書の使送、整理等の業務に従事する。

美術品等取得基金条例

(昭和46年3月25日)
条例第16号

(沿革)

平成11年10月8日条例第43号、14年3月27日第32号改正、15年3月17日第37号改正、平成17年3月28日第15号改正、平成19年2月28日第2号改正、3月16日第25号改正、令和5年3月1日条例第2号改正

(設置)

第1条 兵庫県立美術館の美術品及び美術館資料、兵庫県立歴史博物館、兵庫県立人と自然の博物館及び兵庫県立考古博物館の博物館資料並びに兵庫陶芸美術館の陶芸美術品等(以下「美術品等」という。)を円滑に取得するため、美術品等取得基金(以下「基金」という。)を設置する。一部改正〔平成14年条例32号・15年37号・17年15号・19年25号〕

(基金の額)

第2条 基金の額は、5,000万円とする。

2 基金から生ずる収入は、基金に積み立てるものとする。

3 必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てることができる。

4 前2項の場合において、基金の額は、積立額相当額を増加した額とする。

(運用)

第3条 知事は、基金をもって美術品等を取得することができる。

一部改正〔平成15年条例37号・令和5年2号〕

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実有利な方法により保管するものとする。一部改正〔平成19年条例2号〕

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより、その歳入に繰り入れて運用することができる。

一部改正〔平成11年条例43号・19年2号・令和5年2号〕

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年10月8日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月27日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成15年3月17日条例第37号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月28日条例第15号)

この条例は、兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例(平成17年兵庫県条例第14号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成19年2月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第25号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月1日条例第2号）
この条例は、令和5年3月31日から施行する。

兵庫県立人と自然の博物館協議会委員名簿

2024年3月31日現在

区 分	役 職	氏 名	備 考
学校教育関係者	三田市立けやき台小学校長	清山 孝利	
	三木市立三木中学校長	生田 淳仁	
	県立三田西陵高等学校長	切原 賀子	
社会教育関係者	県立美術館長	林 洋子	
	兵庫県立甲山森林公園所長	川端 美緒	
家庭教育関係者	聖和短期大学准教授 (兵庫県社会教育委員)	森 知子	
学識経験者	京都国立博物館主任研究員	水谷 亜希	
	大阪公立大学大学院准教授	上田 萌子	
	丹波の森研究所特任研究員	上甫木 昭春	
	神姫フードサービス株式会社	粕谷 朋未	
	兵庫県立大学理事兼副学長	内田 勇人	
	多摩美術大学教授	楠 房子	
	三田市長	田村 克也	
公募委員	会社員	井原 友建	
	自営業	片平 深雪	